様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2023年　9月　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　しなねんほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 シナネンホールディングス株式会社  （ふりがな） やまざき　まさき  （法人の場合）代表者の氏名 山﨑 正毅 印  住所　〒108-6306　東京都港区三田3-5-27  住友不動産三田ツインビル西館6階  法人番号　　5010401013396  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項の認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第三次中期経営計画（2023-2027年度） | | 公表日 | 2023年　　6月　　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シナネンホールディングスオフィシャルサイト 会社情報＞経営方針＞中期ビジョン　ページにて公表  https://sinanengroup.co.jp/company/management/vision.html | | 記載内容抜粋 | 中期ビジョンとして「脱炭素社会の実現に貢献する総合エネルギー・ライフクリエイト企業グループへの進化」を掲げており、その上で経営基盤強化戦略を 「事業戦略に沿った最適な業務プロセスの構築や、新たな基幹システムの構築によるスムーズな経営管理体制の確立による生産性向上」「事業部門・事業会社間の横断的な連携やデジタル技術による新たな価値の創出」としている。  ビジネスモデルの方向性として、「既存事業の収益拡大と脱炭素社会実現に寄与する新規事業創出の両輪で、収益性の向上を図る」を示し、事業別に以下の方針を公表している。  BtoC事業：直売を中心とした総顧客数の拡大、住宅メンテナンス・リフォームなどの高付加価値サービスの提供  BtoB事業：再生可能エネルギーなど総合エネルギーサービスへのポートフォリオの転換  建物維持管理事業：事業会社統合によるワンストップサービス実現  シェアサイクル事業：高収益エリアでのステーション開拓による収益性向上とメンテナンスサービスなどの新たな収益源創出 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | シナネンホールディングス 取締役会にて策定、公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX（デジタルトランスフォーメーション）推進 | | 公表日 | 2021年　　8月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シナネンホールディングスオフィシャルサイト  会社情報＞経営方針＞DX推進　ページの  「DXロードマップ」段落にて公表  https://sinanengroup.co.jp/company/management/dx-  promotion/ | | 記載内容抜粋 | 「STEP1では業務可視化、高度なデジタル化による効率化を図り、生産性向上に取り組んでいます。STEP2ではデータとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズに基づいた製品やサービス、ビジネスモデル変革に取り組む計画です。STEP3においては業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性の確立を目指します。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | シナネンホールディングス規定に則り、「業務執行上重要な事項の決定」に必要なプロセス（経営企画部からの決裁申請及び社長決裁）による意思決定を行なった。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．上記ページの「DX推進体制」段落に記載  ２．上記ページの「取り組み事例」段落に記載 | | 記載内容抜粋 | １．「DX推進体制を整え、ガバナンスとマネジメントの役割を分離し、意思決定と執行の透明化・迅速化を図っています。」  ２．「DX人材の育成（スキルチェンジ）へ向けて、不確定な状況下でもプロジェクトを推進できるプロジェクト管理知識をもつ社員の拡大と、業務で活用できる実践的なプロジェクトマネージャー（PM）の育成を目的とし、プロジェクト管理研修を実施しています。」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．上記ページの「DX戦略」段落に記載  ２．上記ページの「DXロードマップ」段落のSTEP2内 「●ITを活用した新規事業」の一環として、地域課題 解決に資するデータ活用実証実験プレスリリースを実施 | | 記載内容抜粋 | １．「グループ内の多様化する事業や、迅速な経営情報の取得に必要な基幹システムの整備を行い、グループ共通で管理する「データ統合基盤」を構築し、顧客管理・会計管理・経営データ管理を共通化しています。  また、現場の各領域の業務プロセスを洗い出して見直し、効率的な形で標準化するとともに、新たな基幹システムの導入による業務効率化を目指す「守りのDX」を推進します。  さらに風土改革によって醸成される社員のアントレプレナーシップとグループ連携によるノウハウの共有を通じて促進される、既存事業の改善と新規事業の創出をデジタルでサポートすることを目的とした「攻めのDX」共創プラットフォームを提供します。」  ２．地域課題解決に資するデータ活用実証実験内容（抜粋） 参考URL https://sinanengroup.co.jp/news/hd/230926670 「自律分散型」のシステム構成による災害時通信継続を目指し、人の位置情報などのIoT機器から収集した様々なデータを活用し、高齢者の方への「見守りサービス」などを提供する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 成果指標の設定 | | 公表日 | 2021年　　8月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シナネンホールディングスオフィシャルサイト  会社情報＞経営方針＞DX推進　ページの  「成果指標の設定」段落にて公表  https://sinanengroup.co.jp/company/management/dx-promotion/ | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略の達成度を測るため、以下の指標を設定しています。  Digital first：ペーパーレスの実現、ITを活用した業務の効率化・標準化  Once only：マーケティング～販売までのワンストップグループ共通基盤の構築  No legacy：デジタルプラットフォームの形成、DX人材の育成（スキルチェンジ）」 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　　9月　　6日 | | 発信方法 | 統合報告書2023　P7にて発信している。  https://ssl4.eir-parts.net/doc/8132/ir\_material\_for\_fiscal\_ym11/141235/00.pdf | | 発信内容 | 代表取締役社長より、以下のメッセージを発信  「DXの推進については、事業部門・事業会社間における基幹システムの統合、教育や資格制度を通じた社員のITリテラシーの向上など、DX戦略を当社グループの武器とするために継続的なIT投資を行っていきます。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　7月頃　～　　2023年　8月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施済 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　10月頃　～　 2022年　12月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ基準集」の3 階層で設定し、「情報セキュリティ基準集」を以下の6基準で構成している ・システム利用基準 ・外部委託先管理基準 ・セキュリティインシデント対応基準 ・システム管理基準 ・物理的管理基準 ・ネットワーク管理基準  上記情報セキュリティに関する内部監査（2020年10月 - 2021年1月）を実施済みであり、更にフォローアップを実施した。  ほぼ全ての項目について前回よりもリスクの程度が小さくなっており、着実に対策を実施できている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。